

秦野市交通バリアフリー基本構想の概要

1 経緯

平成14年4月30日作成

平成14年5月29日公表

2 秦野市の概要（平成12年9月末現在）

市域面積 10,361 [ha]

人口 168,142人 世帯数 63,437世帯

高齢者数 20,909人（12.4%）（全国平均17.3%）

身体障害者数 3,187人（1.9%）（全国平均2.9%）

3 旅客施設及び重点整備地区の概要

（1）特定旅客施設

ア 小田急小田原線秦野駅（1日平均利用者数 40,346人）

イ 小田急小田原線鶴巻温泉駅（1日平均利用者数 15,804人）

ウ 小田急小田原線東海大学前駅（1日平均利用者数 38,848人）

エ 小田急小田原線渋沢駅（1日平均利用者数 28,508人）

（2）重点整備地区の面積

ア 小田急小田原線秦野駅周辺地区 51 [ha]

イ 小田急小田原線鶴巻温泉駅及び東海大学前駅周辺地区 107 [ha]

ウ 小田急小田原線渋沢駅 54 [ha]

（3）主な施設

秦野市役所、秦野警察署、郵便局、病院、商業施設、その他

（4）重点整備地区の選定理由

特定旅客施設としての要件を備える市内小田急線4駅が置かれる地域性を次のとおり考慮し、各駅を中心に徒歩圏内に主要施設を含み、道路、河川等で区切るよう選定しました。

ア 秦野駅周辺地区は、地形的な面や市街地の規模の面においても本市の中心となる市街地で、秦野駅北口から本町四ツ角周辺は中心商業地となっていること

イ 鶴巻温泉駅周辺は、地域住民への商業等の機能を持った拠点であると同時に温泉という地域特性をもっていること

ウ 東海大学前駅は、学生の利用も多く駅周辺は地域の生活拠点であると同時に、飲食や娯楽を通じた交流機能、文化機能が育つ可能性をもっていること

エ 渋沢駅周辺には、各種の商業・業務施設が立地しており市西部の生活拠点となっていること

4 秦野市交通バリアフリー基本構想の特徴

(1) 策定の体系（市民との協働）

「秦野市交通バリアフリー基本構想策定調整会議」（事業者等）

「秦野市交通バリアフリー研究会」（高齢者、身体障害者等）

「秦野市交通バリアフリー基本構想策定検討会」（関係課長等）

基本構想の策定にあたり、学識経験者を顧問に迎え、公共交通事業者、道路管理者、秦野警察署、まちづくり協議会で構成する「秦野市交通バリアフリー基本構想策定調整会議」、学識経験者を中心に、高齢者、身体障害者の方々に構成する「秦野市交通バリアフリー研究会」、そして庁内関係課長等による「秦野市交通バリアフリー基本構想策定検討会」という3つの組織を設置しました。

この中で、研究会は、より多くの高齢者、身体障害者の皆さんの意見を得るため、委員という形で固定せず、いつでも誰でも参加できる組織とし、「一人ひとりが発言しやすい環境を整える」という考えから、公共交通事業者、道路管理者、神奈川県警等により構成される調整会議と分けて設置しました。

また、研究会では、高齢者、身体障害者、公募市民等に加え、次代の社会を担う高校生ボランティアにも協力をいただきながら、市内4駅周辺地区の現地点検（参加人数は約160名）を実施し、問題点、課題及び整備方針等をワークショップ方式により話し合うなど、市民が基本構想の策定に直接参画、素案の作成にあたりました。

(2) 基本構想の位置付け

交通バリアフリー化は永続的に取り組むべき課題であり、中長期的な視点に立ってバリアフリー化を推進する必要があると考え、この基本構想における基本理念及び基本的な方針は、交通バリアフリー法に位置付けられた対象地区だけではなく、市内全域において交通バリアフリー化を推進するための基本的な考え方としました。

(3) 主要準特定経路

地域の実情や地形的な状況などにより、現時点では2010年までに主務省令等で定める基準などに適合するような、連続した交通バリアフリー化の整備が難しいと考えられる経路を、整備熟度の進捗状況に応じ、特定経路への見直しを行う経路として「主要準特定経路」に位置付けました。

5 事業の概要

(1) 目標年次 2010年(平成22年)

(2) 公共交通特定事業

ア 鉄道に関すること

- ・ 昇降施設(エレベーター等)の設置
- ・ 色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・ 運行状況等についての情報提供設備等の設置・充実
- ・ トイレ等施設の利用しやすさ・認知性を向上させる整備
- ・ 職員に対するバリアフリーへの意識向上と教育訓練の充実

イ バスに関すること

- ・ 時刻表、行き先案内板などの改良による認知性の向上
- ・ バス停留所への上屋の設置など待合施設の充実
- ・ 低床化バス車両の導入
- ・ 職員に対するバリアフリーへの意識向上と教育訓練の充実

(3) 道路特定事業

- ・ 歩道の設置
- ・ 歩道の勾配や段差等の改善による連続した路面の平坦化の推進
- ・ 色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・ 滑りにくく、水はけのよい舗装による整備を推進
- ・ 交差点部等での歩道と車道の段差改善

(4) 交通安全特定事業

- ・ 交通規制の実施
- ・ 標識・標示の視認性の確保
- ・ 音響式信号機等の設置
- ・ 違法駐車取締りの強化
- ・ 違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進

(5) その他の事業

- ・ 身体障害者乗降用スペースの明示化などを含め広報等啓発活動の推進
- ・ トイレ等施設の利用しやすさ・認知性を向上させる整備
- ・ 色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・ 点字や文字の大きさによるトイレなどの表示の明示化
- ・ 放置自転車等に関する広報・啓発活動の充実

6 利用者の意見の反映

(1) 秦野市交通バリアフリー研究会は以下の団体構成員等により組織し、現地踏査を含め5回にわたってワークショップ形式で議論を行いました。

- ・ 秦野市老人クラブ連合会
- ・ 秦野市身体障害者福祉協会
- ・ 秦野車いすの会
- ・ 肢体不自由児(者)父母の会
- ・ 腎友会
- ・ 秦野市聴覚障害者協会
- ・ 秦野市視力障害者協会
- ・ 神奈川県立南が丘高等学校生徒等ボランティア
- ・ 公募市民

(2) 秦野市交通バリアフリー基本構想策定調整会議に以下の団体から代表者が参画し、まちづくりとの調整を行いました。

- ・ 秦野市本町四ツ角周辺地区まちづくり促進協議会
- ・ 鶴巻温泉駅南口まちづくり協議会

(3) 市内の福祉施設に意見等を求めました。

- ・ 常成福祉会 丹沢自律生活センター

(4) 「ひやり・ホッと地図」(アンケート)を実施し、また、広報等によりパブリックコメントを平成13年11月1日から行い意見聴取しました。

(5) 反映された主な事項

- ・ 特定経路以外においても、できる限りバリアフリー化を進めることとし、主要準特定経路、準特定経路として位置付けたこと。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置について、色や連続性に配慮すること。

- ・ 駅前広場でのタクシー乗り場や身体障害者乗降用スペースにおいて身体障害者等に配慮すること。(ソフト面及びハード面)

7 法第6条第4項に定められている関係する機関との協議

(1) 公共交通事業者等

- ・ 小田急電鉄株式会社
協議成立 平成14年 4月 8日
- ・ 神奈川中央交通株式会社
協議成立 平成14年 4月24日
- ・ 株式会社湘南神奈交バス
協議成立 平成14年 4月24日

(2) 道路管理者

- ・ 国土交通省関東地方整備局横浜国道工事事務所
協議成立 平成14年 3月29日
- ・ 神奈川県
協議成立 平成14年 3月28日
- ・ 秦野市
協議成立 平成14年 3月25日

(3) 都道府県公安委員会

- ・ 神奈川県公安委員会
協議成立 平成14年 4月25日

8 その他

- (1) 高齢者、身体障害者の皆さんのほか、神奈川県立南が丘高等学校に協力を依頼し、次代の社会を担う高校生にボランティアとして参加いただくとともに、インスタントシニアなど疑似体験にも参加いただきました。
- (2) 視力障害者の方にアンケートを実施するにあたって、点字による地図等を作成しました。

連絡先：建設部道路安全課

TEL 0463-82-5111(内線2280, 2289)

FAX 0463-84-4990